

個人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務

税制の優遇措置の活用

株式会社KKRコンサルティング
代表取締役 税理士 山田純也

KKRconsulting

Ver6.00

個人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務①

所得区分の考え方

個人が産業用太陽光設備を取得した場合の所得は、原則として、**雑所得**となります。ただし、それが事業とみられるケースでは、**事業所得**となります。

産業用太陽光設備に係る所得が**事業所得となる場合**には、他の要件を見れば、損益通算、純損失の繰越控除、さらには、青色申告特別控除(65万円)の適用があります。

また、要件を満たせば、即時償却(特別償却)又は特別控除の適用があります。

雑所得と事業所得を区分する基準(考え方)は、資源エネルギー庁のホームページに掲げられています。次ページをご参照ください。

個人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務②



グリーン投資減税が施行されました

エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)は、我が国のエネルギー環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のため、需要・供給の両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が必要不可欠であるとの観点から、平成23年度税制改正において創設されたものです。

平成25年4月1日、「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、グリーン投資減税の対象設備の追加等の他、適用期間が延長されました。

☆☆「太陽光及び風力発電設備」に関するお知らせ☆☆

●グリーン投資減税を「**太陽光及び風力発電設備**」に適用する際の、基本情報やよくある質問は[こちら](#)。

●「太陽光発電設備」の導入をご検討の「個人の方」へ

本税制は、該当設備を取得し、ご自身の事業の用に供した場合に適用することができる制度です。個人の方の売電に係る所得区分が事業所得に該当するかは、その売電が社会通念上事業と認められるかどうかにより判断することとなります。判断の目安として、以下の表をご覧ください。また、適用の可否は個別のケースにより異なりますので、詳しくは[所轄の税務署にご相談下さい](#)。

確認申請書等
別表4、別表5の確認申請書等のダウンロードは[こちらから](#)

告示
平成24年5月29日
[「別表4」経済産業省・国土交通省告示第4号\(pdf\)](#)
[「別表5」経済産業省告示第231号\(pdf\)](#)

経済産業局一覧
経済産業局の書類提出先、お問い合わせ先の住所・電話番号一覧は[ご利用方法](#)のページに掲載しています。

関連リンク
[エネルギー税制](#)
[\(平成24年3月31日までに取得した設備が対象\)](#)

お問い合わせ
個別の対象設備のお問合せにつきましては、[こちら](#)までご連絡ください。

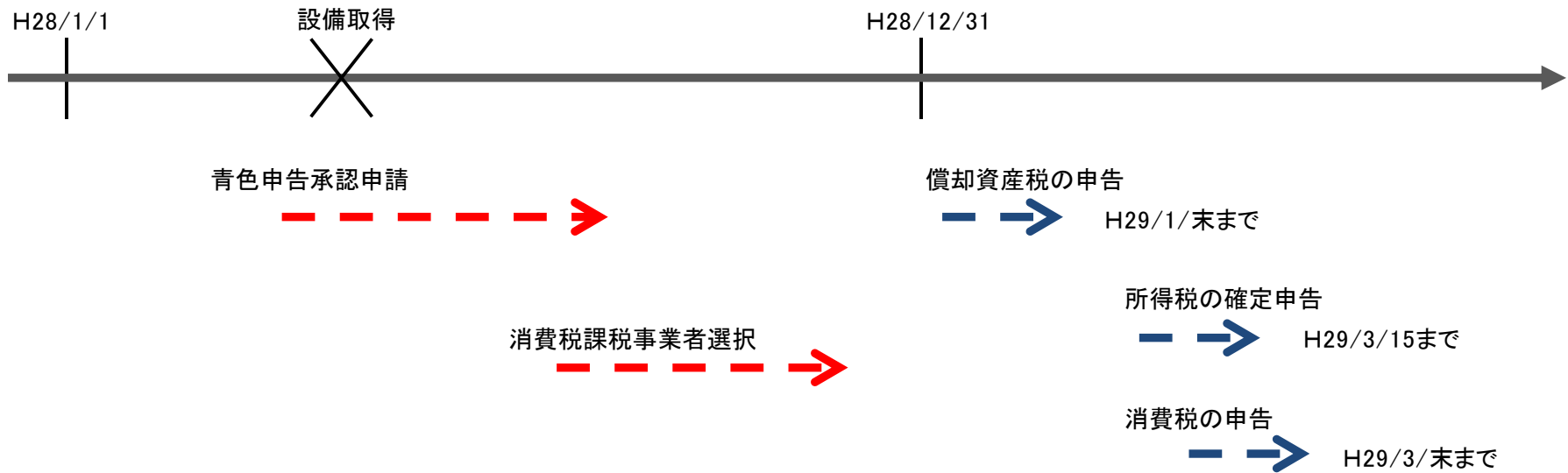
余剰売電	<p>国税庁の質疑応答事例がありますので、下記リンク先をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入 ・自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入 ・賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
全量売電	<p>例えば、電気主任技術者の選任を行っている場合(出力量50kW以上の場合は)、一般的に事業所得になると考えられます。</p> <p>なお、出力量50kW未満の場合であっても、次のような一定の管理を行っているときなどは、一般的に事業所得になると考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき ②土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき ③建物の上に設備を設置した場合で当該設備に係る除雪等を行っているとき ④賃借した建物や土地の上に設備を設置したときなど <p>(注)自己の建物の上に設備を設置した場合で特段の管理を行っていないときは、雑所得になります。</p>

資源エネルギー庁 特設サイト
「グリーン投資減税」より

個人が産業用太陽光設備を取得した場合の税務③

諸手続きのスケジュール

<平成28年中に産業用太陽光発電設備を取得した場合の諸手続き>



→ 各人の諸事情により、手続きは異なります。

所得税の確定申告について①

雑所得としての申告

個人が2,000万円程度の産業用太陽光設備を取得した場合

所得の計算イメージは、以下のとおりです。

売電収入	220万円
減価償却費	△120万円
<u>その他の経費</u>	<u>△20万円</u>
所得金額	80万円

→ 適用される所得税率(※)が20%である場合、16万円の納税となります。

(※)個人住民税の税率を含みます。

所得税の確定申告について②

事業所得(青色)としての申告

個人が2,000万円程度の産業用太陽光設備を取得した場合

要件を満たす場合には、青色申告により事業所得として申告すると有利です。適正な帳簿を作成することにより、65万円の青色申告特別控除が認められます。

所得の計算イメージは、以下のとおりです。

売電収入	220万円
減価償却費	△120万円
その他の経費	△20万円
青色控除	△65万円
所得金額	15万円

20%税率の場合、3万円の納税となります。

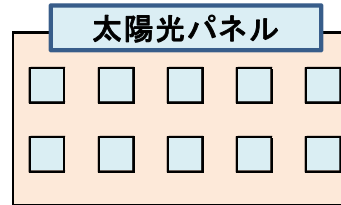
要件を満たせば、生産性税制50%償却も適用できます。

個人における株式会社設立スキーム

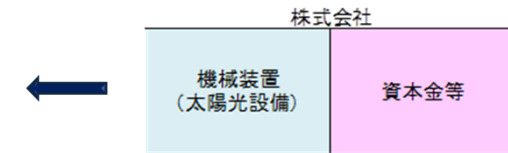
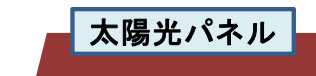
基本スキーム

- ・ 株式会社を設立し、株式会社が太陽光設備を設置します。
- ・ 親族を役員とし、役員報酬を設定し、所得分散を図ります。
- ・ しっかりした役員報酬を支払うことで、法人税の納税が生じないようにします。

- ・ 屋根、屋上の活用



- ・ 野立て、フィールド



株式会社の設立、運営には、若干の経費が掛かりますので、太陽光事業の規模によっては、個人で事業を行うべきこととなります。

株式会社は、他の所得対策や事業にも活用できますので、そういった計画があれば、太陽光事業が小規模でも問題ありません。

消費税の課税事業者を選択し、発電設備の取得に係る消費税の還付を受けるのが通常です。

消費税の還付について

次のような場合、届出と申告により消費税の還付を受けることができます。

- ・ 今まで、個人事業を行っていなかった個人(注)が、平成28年中に、産業用太陽光発電設備を取得した場合(取得は、工事が完成し、引き渡しを受けたか、どうかにより判定し、売電を開始したかどうかを問いません。)

例えば、平成28年4月に2,000万円の産業用太陽光発電設備を取得した場合、160万円の消費税をあわせて支払うこととなります。

この160万円の消費税は、平成28年12月31日までに、届出書を提出し、平成29年3月31日までに消費税の申告をすることで、国から払い戻し(還付)を受けることができます。

(注)既に個人事業や不動産賃貸を行っている場合でも、払い戻し(還付)を受けられる場合があります。

消費税の還付シミュレーション

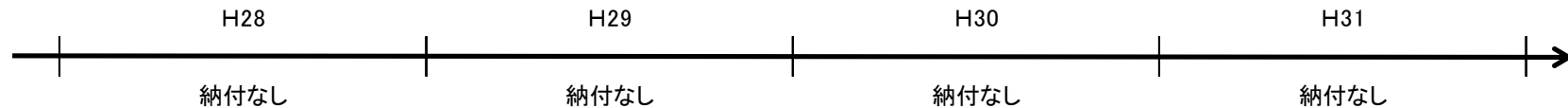
消費税の還付を受けるためには、**平成28年12月31日までに、「消費税課税事業者選択届出書」**を提出する必要があります。この書類を提出しますと、3年間、消費税の納税義務が生じますが、通常、納付額よりも、還付額が大きく、有利になります。ただし、ケースによっては、不利益となることもあります。

消費税還付シミュレーション(平成28年4月に設備を取得し、売電を開始した場合 8%据置)

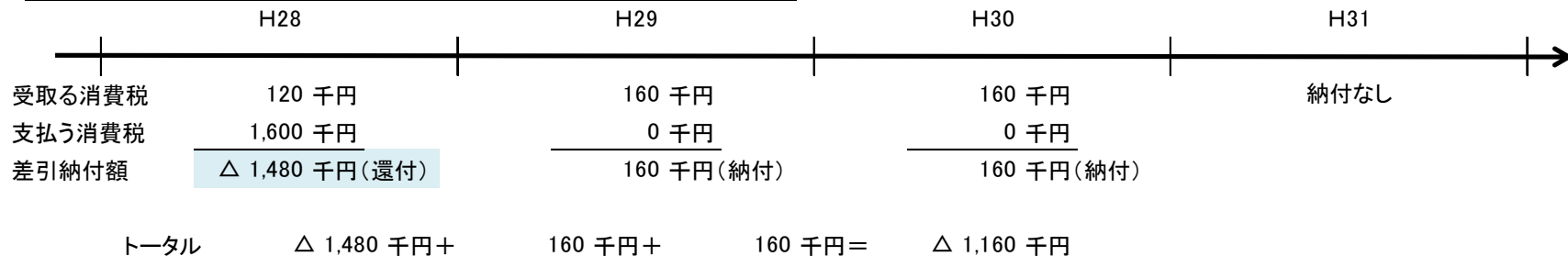
<前提>

- (1) 設備投資額 20,000 千円(税抜)
- (2) 売上高(年間売電収入等) 2,000 千円(税抜)

1. 免税事業者である場合(課税事業者選択届出書を提出しない場合)



2. 課税事業者を選択した場合(課税事業者選択届出書を提出する場合)



課税事業者を選択した場合 1,160 千円の利益

(納付よりも、還付が多い)

課税事業者選択届出書を提出すると有利になるケースが多いですが、他の所得の状況や、その後の計画その他により、提出により不利益となることも考えられます。また、課税事業者を選択した後、免税事業者に戻るためには、「課税事業者選択不適用届出書」の提出が必要です。

届出書提出の有利・不利判定、消費税の還付手続きに関しては、税理士等の専門家を必ず関与させてください。

本パンフレットの作成は、以下で行っております。

株式会社KKRコンサルティング 代表取締役 税理士 山田純也

住所：東京都練馬区豊玉北4-29-1-2F

電話：03-6914-9375 FAX：03-6914-9376

メールアドレス：yamada@kkrc.com